

第1回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年1月5日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和6年1月5日（金） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和6年1月5日（金） 午後3時20分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳
16番 笠原 勝	17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保

(2)欠席者（3名）

9番 徳永 玉義 10番 草野有美子 11番 栄木 正孝

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	酒井 伸也

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第7 報告第1号 非農地通知の発出について

7 その他

午後2時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、すみません、定刻になりましたので、改めまして、皆さん、明

けましておめでとうございます。本年1年どうぞよろしく願いいたします。

早速ですけれども、議事に入りたいと思いますけれども、議案の取り下げが1件あっておりますので、お願いしたいと思います。

議案書の33ページ。よろしいですかね。農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農地利用集積計画の決定についての整理番号、一番上の42番になります。

取り下げの理由は、今回、申請されていた3番に1筆加え4筆に変更となり、次回改めて申請をす
るということです。

それでは、ただいまから令和6年第1回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上、発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日の欠席委員は、徳永委員、草野由美子委員、栄木委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は法の規定による過半数に対しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 早速でございますけれども、正月早々より能登半島地震、あるいはその翌日は航空機事故を羽田空港であっております。また、その次の日が北九州で大火事というような状況でございます。いろいろ大変と思いますけれども、被災に遭われた方はお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今日は第1回の総会でございます。去年、いろいろご尽力、ご協力いただきましてありがとうございます。今年も1年間よろしく申し上げますとともに、今年が改選の時期となっておりますので、新しく変わった場合にはまたよろしく皆様方、ご指導をお願いいただければと思っております。

以上でございますけれども、早速、総会のほうに入らせていただきます。

ただいまから、令和6年第1回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、12番、鶴崎高幸委員、13番、坂本博委員
でお願いいたします。指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告
第1号についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、

議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 2 ページを御覧ください。

〔議案第 1 号の朗読〕

議案書 3 ページ、申請番号 6 9 番から 7 4 番まで、6 件の申請がっております。詳しくは別添 1 をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（1 3 番 坂本 博君） 議席番号 1 3 番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号 6 9 番から 7 2 番です。

申請番号 6 9 番は、耕作できないため、隣接地で耕作している譲受人が、耕作利便のため譲り受ける案件です。

7 0 番は、耕作できなくなったため、近隣で耕作している譲受人が買い受ける案件です。

7 1 番、7 2 番は、耕作できないため、買い受ける方を探していたところ、近隣で耕作している譲受人が規模拡大で買い受ける案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。よかですか。

○委員（1 3 番 坂本 博君） 申請番号 6 9 番から 7 2 番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号 6 9 番から 7 2 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（1 番 松尾 茂敏君） 議席番号 1 番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は申請番号 7 3 番です。

申請番号 7 3 番は所有者が高齢で、現在、保全管理の目的で耕作している譲受人がそのまま譲り受ける案件です。

申請番号 7 3 番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 7 3 番について、ご質疑がありましたらお願いします。池田委員。

○委員（４番 池田 兼三君） ４番、池田です。面積が４０３で、２万７，９５３と、４８４で、２万９，８４５あるんですけど、これはどういう算出をしたというか、えらい端数まで出して、その割には対価が安い算出の根拠を。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 許可申請書の下の方に、３番に書いてありますけれども、売買代金については金５万７，８１９円ということで、評価額に基づいて算出をされております。１０アール当たり５万７，８１９円からこの面積に掛けた額で対価のほうを出してあるということでございます。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） この場合です、あんまり極端に安かときは、領収書か何か見るべきじゃなかろうかな。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですかね、この質問に対して。

○事務局長（高木 謙次君） 調査会の中でも話が出たんですけども、この田中さんという方が評価額、もうかなり高齢で、もうただでも構わないということ。これがもう契約になりますので、多分、領収書は出されると思います。（「払い込みの確認はするんですよね」と言う者あり）払い込み確認の受け取りに、許可書を受け取りに来る際に、お互いから一応サインをもらいますので、金額払った後に来てもらっています、領収を持って。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（３番 田島 真一君） 議席番号３番、西部調査会長の田島です。

西部調査会関係分は、申請番号７４番です。

申請番号７４番は、高齢者の親から後継者である、これを贈与する案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号７４番について、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１号、申請番号６９番から７４番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案

事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第2号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号12番から15番の4件の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号12番から14番です。

申請番号12番の申請地は、農振白地、宅地などで囲われている農地で第3種農地と判断しました。申請目的は宅地用地で平成2年ごろと平成14年ごろに住居を建設した際に、申請地にはみ出していた案件で、追認申請です。

続きまして、13番は農振白地、住宅、事業の用に供する施設などが連たんしていることから第3種農地と判断しました。申請目的は農業用施設で農作業小屋1棟を建築し、残地は農業用で使用する予定です。

続きまして、申請番号14番ですが、申請地は農振白地、住宅、事業の用に供する施設等が連たんしていることから第3種農地と判断しました。申請目的は進入路及び車庫用地です。申請地は50年から60年前からの無断転用、追認申請です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号12番から順次、協議いたします。

まず、12番について、ご質疑がありましたらお願いします。12番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして13番、ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田です。別添の方で12ページのやつですよ。それで、今は437に訂正してあるけど、ここの下のほうに所要面積で677m²ってあったけど、この437以外のところで別に、所要面積であと240m²か、別のところか、どこかあったんですかね。そもそもこれが間違うととやろか。

○議長（馬場 保君） 事務局、どうですかね。13番。

○事務局（酒井 伸也君） そうですね。ちょっと後で確認させてもらっていいですか。

○議長（馬場 保君） 確認ということでよかですか、事務局。

○事務局（酒井 伸也君） ちょっと時間もらってよろしいですか。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） それでは、次の14番について何かご質疑ございませんか。（発言する者あり）14番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、さっきの問題に戻って13番について事務局、説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） ちょっと今、接客中ですね。もうちょっと時間を。担当がまだ接客中なんですよね。

○議長（馬場 保君） それでは、次に進めます。中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号15番です。

申請番号15番の申請地は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は農家宅地用地で、平成4年ごろに宅地の一部として芝生及び花木などを植栽し、さらに地蔵堂を建築してしまった案件で追認申請です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号15番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に進みたいと思います。今の日程第3、議案第2号については、1件が今のところ確認中でございますので、次に進めてまいりたいと思います。

日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第3号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号54番から58番まで、5件の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号54番から56番です。

申請番号54番の申請地は、農振白地、多比良駅から約420メートルで、第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。市外からの転入であり、両親の近くで住宅を建設したいために、今回申請となったことから、特に問題ないものと思われま

す。続きまして、55番の申請地は、農振白地、宅地などの施設が連たんしていることから、第3種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。実家の目の前の申請地で特に問題はないものと思われま

す。続きまして、56番の申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものと思われま

す。申請番号54番から56番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号54番から56番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会議をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号57番から58番です。

申請番号57番の申請地は、農振白地、愛野駅から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、住宅5棟の建築予定です。

続きまして、58番の申請地は、農振白地、愛野支所から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、住宅4棟の建築予定です。

申請番号57番から58番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号57番から58番について、ご質疑がありましたらお願いします。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 特定建築条件付売買予定地から、どういうものがありますか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 通常であれば、宅地を造成してから建物を建てて売買するというのが通常ですけれども、それじゃなくて、宅地を分譲した後に、何か月以内に建物を建てますよということ

を条件に転用するというのが特定建築条件付の売買予定というふうになります。だから建物を建てなくても、3か月以内とか1年以内に建物を建てることを条件に転用を許可しますというような内容になります。

○委員（17番 小筏 正治君） その意味は分かるけど、その期間は1年、何年ぐらいまで建てないかと。

○事務局次長（内田 啓輔君） 一応、3か月以内に建築側の請負契約をするようになっておりまして、もし購入が決まらなかった場合、概ね1年以内に転用者が建築しなければいけないようになってるようです。自分の経費でですね。

○委員（17番 小筏 正治君） 1年とか、3年とか、できない場合は、また取り下げもせないかん。

○事務局次長（内田 啓輔君） 購入していただくように、販売をしていただくようにですね。

○委員（17番 小筏 正治君） 建ててもらいたいということですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） ルール上はそうなっていますが、なかなか場所的に売れなかったりとかする場合は、継続して売っていただいているようですけど。ただ、罰則とかそういうのはないですね。

○委員（17番 小筏 正治君） もう金のやり取りだけ。

○事務局次長（内田 啓輔君） 多分、宅地も需要と供給があって、高かったら売れない、安かったら売れるような場合もありますので、例えば年数とか期間とかで下げたり、売るとかというようなことで、完売までにしていただくような形でなっていると思っております。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 条件を満たさんで転用許可を受けた後、その人から売買する可能性はないわけ。もし売買した場合にいいの、それに対しての罰則とかそういう決まりはないわけです。

○議長（馬場 保君） 転売ってということですか。

○委員（4番 池田 兼三君） 転売です。

○議長（馬場 保君） 事務局、いいですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 転売、例えば、何とかハウジングから何とかハウジングに転売とかということですかね。それは法律上の罰則はないようですけども、実際、売れないような宅地予定地をほかのハウジングとかが買うケースは物すごく少ないかと思うんですけどですね。とにかくその転用事業者の責任で売っていただくということにはなっております。

○委員（4番 池田 兼三君） それとなった場合の措置は何かあるわけですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 罰則とかはないです。

○議長（馬場 保君） 今までどうですか、こういう案件が出されてきた場合は、ほとんどちゃんと守られて建てられとるということですか。事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 今、そういった事案というのは聞いておりません。そういった形でもし期間が長引いて、なかなか売買契約というのが造成後にできないという場合であって、国のほうに確認したところ、そこに対していろいろ今のところ何かこうせるとかというようなことは今のところは求められてはいないみたいです。

○委員（17番 小筏 正治君） 強制権はないということですか。すぐは建てきらんからと。

○事務局長（高木 謙次君） 期間はちょっと長めに見てから目的どおりにやってもらうような指導をするような形にはなっているみたいです。

○委員（17番 小筏 正治君） そりゃ指導はせんにゃいかんですよ。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。中部調査会にお尋ねですけれども、毎回こういう形でアパート用地の中で結構アパートが建っていくという中で、まずインフラの中で上下水道と雨水排水の問題というのは、現地調査の中ではあまり問題はないということでしょうか。

○委員（1番 松尾 茂敏君） もう旧愛野町では下水施設が2か所あるわけですけど、それがもう満杯で、もういっぱいということで今、建築している一戸建ての住宅は全部合併浄化槽になっております。

○委員（14番 東 康敬君） あと雨水は、雨水排水なんかは。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 雨水は、近くの水路に流すか、川に流すか。ただ雨のひどい場合は、愛野の有明川の堤防に水路のあるわけですよ、3か所。それ、もういっぱいになって、雨がひどかったりですね。ほとんど今、スーパーの近くは頭を水で埋まってしまうんです。

○委員（14番 東 康敬君） そこら辺は調査会としてても、いろんな形というのは。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 今、何かね、河川課ですかね。監理課ですかね。

○事務局長（高木 謙次君） 今、監理課のほうで、愛野の住宅がどんどん建ってきていますので、排水問題とか水道の問題、下水の関係、その辺、全部をひっくるめて今後どうしていくべきかというのを一応検討されています。水道についても千々石のほうから野取でしたか、のほうから送水ラインを引っ張って、愛野のほうに送水をするように準備をされてますし、工事も進められております。下水についても、現在、西部が満杯ということで、今、合併浄化槽で対応してもらっているんですけども、今後については東部とか、あと西部のほうも一応、もっと処理できるように増改築を行って、処理をできるような計画もされていますし、あと監理のほうの排水問題ですね、これについても野井水門というのは非常に狭いものですから、雨でいっぱいになるということで、その辺も一応広げてもらうとか、あと橋を撤去するとか、いろんな検討を一応なされている途中です。

○委員（14番 東 康敬君） これが、どっちが先かですね。住宅を建てるのが先か、そっちを整備するのが先かというところを、ちゃんとした順番にしていかなと、逆の順番になっていけば絶対災害

事故というのが起きるわけですよ。逆になれば。だから、そこら辺は一応話をしながらやっていかんと、建ったから、満杯になったからこっちもせないかんじゃなくて、その前にこっちをちゃんと整備してからまた受入れをするという順番をしていかんと、想定外のいろんなものが出てくると思うんですよ。だから、そこら辺はやっぱし、こういった転用の中でも、インフラ整備とかいろんなものを加味しながら許可をしていくという姿も順次していかんと、災害が起きてからはもう追いつかんけん。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、農業委員会としては監理課とか水道下水、全て転用申請を受け付ける前に、その課に承諾、承認を得てもらってからしてもらってますので、はい。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） そのことについてですよ、毎回、こういう話が出てくるんですよ。農業委員会としては、事務局はそういう受け答えで、関係者からの話を聞いてやっていると思うわけですけど、直接そういう関係からの計画とか、そういうところをこの場に来て、説明をしてほしいかわけです。だけん、そういう機会を一遍ぐらい捉えてほしいかと思うわ。

○議長（馬場 保君） 局長。

○事務局長（高木 謙次君） 今ですね、愛野のインフラ関係については、プロジェクトチームというのを立ち上げておまして、検討中です。その結果が出次第、農業委員会へ説明するようにしてしますので、すみませんが、しばらくお待ちください。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかに誰かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第3号、申請番号54番から58番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に入る前に……。

○事務局長（高木 謙次君） 今、ちょっと確認しますので、次、進めてください。

○議長（馬場 保君） 次に行きます。日程第5、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、事案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第4号の朗読〕

議案書11ページ、整理番号1番から議案書38ページ、整理番号52番までです。整理番号1番から14番までは貸借に係る案件、整理番号15番から25番までは所有権移転に係る案件、整理番号26番から52番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第4号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から14番について、ご質疑ございませんか。

笠原委員。

○委員（16番 笠原 勝君） 16番、笠原です。1番の金額が高いのは。

○委員（8番 中川 實美君） ハウスです。

○委員（16番 笠原 勝君） ハウスですか。分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田ですけど、さっきの笠原君の質問で、ハウスやけんというとはですよ、こっちの貸し借りの関係やって、本当やったら土地の貸し借りの金額じゃなかったかなと思う部分があるわけですか。そやけん、別に2反で3反で16万円ってえらい高かくなってってしまうところやって、上物に関しては農業委員会のその許可分については関係なかじやないかなと思うばってん。農地の、その農地に対してのあれであって、上物というとは、自分たちで貸し借りはするべきものと思うとですけどね。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 先般も同様のご指摘をいただきまして、事務局のほうでもそこは注意するように言っておりましたけれども、再度、こういった形で上がってきましたので、もう一回、ちょっと注意するように手続のほうをちゃんとしたと思います。すみません。

○委員（17番 小筏 正治君） いや、それをどうするかということですかね。そうせないかんということですかね。

○委員（2番 内田 弘幸君） 大体、別個に特権、その土地の貸し借りということでこれで来た場合、2反7畝で16万という形になっていくもんやから、こっちの2反7畝で16万っていう貸し借りになってしまうわけですよ。そうしたとき、どうしても、その次とはこう見てみれば1反4畝で1万5,000円というのと、やっぱりどうしてもいったときに、そっちの貸し借りのあれが見にくいというのがあるけん。

○委員（17番 小筏 正治君） ずっと前からあるんですよね、ハウスの場合は。それで、そういう場合のときに土地とハウス上は分けて、こういう議案書には上げてればいいと、上げなければならぬと。

○委員（14番 東 康敬君） 例えば、土地が幾ら、上物が幾らってことでやっぱり明示をしとかんと。補償が2万円だ2万円しかならない。ハウスの部分がこんだけですよ、農地の部分がこんだけですよということで、ちょっと備考欄のところで書いて、議案書に上げれば、今度、それが賃借の場合でもそのまま借りた人にも許可という形でいくわけですよ。だから、そういう区別の書き方をすれば

誤解を招かんような形になるわけです。やはり議案書にはいくら、ハウスの分は幾らですよという、ちょっとこう分けてもらえんかという申請をしてもらえるのかというところ。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 東委員の今、ご指摘された件については、内田委員からも以前、同様の言い方をされてまして、ハウスの部分は別途に土地代は幾らでハウスの部分は幾らというふうな記載をしてほしいということと言われていたんですけれども、また合算しての形になってしまいましたので、以後、注意したいと思います。すみません。

○議長（馬場 保君） 小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 決めましょう、どういう申請の仕方をするか。

○議長（馬場 保君） 今、ご意見がありましたように、分けて申請に書くと。土地と、上物と。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それで、評価額を上げてしまう。だから、なるべく分けたほうがよいか。

○議長（馬場 保君） 一応、それではそういうただいまの東委員、内田委員からの指摘のように、形を、土地と上物はひっくるめて書かずに分けて書いて申請するという形で、委員は同意ちゅうことでよろしいですか。事務局、そしたら受け付ける時点をお願いします。

○委員（2番 内田 弘幸君） ちょっとすみません、この場合は、中間管理機構の場合はどげんなるとる。中間管理機構で貸し借りばするときに。

○委員（14番 東 康敬君） 中間管理機構で行くと振り込んでちゅうかしちよきますよって別個にしなさいという形になるわけだね、中間管理機構を通してでも。だから、中間管理機構と契約をするときには16万なら16万という総額でやっていかんと、引き落としは土地代だけ引き落としとして、後は個人でやれという形になる。

○委員（2番 内田 弘幸君） 確認ばして、中間管理機構とそういうハウスのときの、あれば。多分、中間管理機構は多分土地代。中間管理機構はもし耕作できなくなったとき、ハウス代まで払うことになるけん、それは多分、中間管理機構はしないはず。

○委員（14番 東 康敬君） だから、それは議案書の中に1回入れとけば、議案書はこうですよというあれができる。議案書が一番基だけん。だから、議案書は例えば土地代は2万円ですよ、ハウスが14万ですよという形で記入、そのときには総額で引き落としをしてくださいという、中間管理機構には。（発言する者あり）

○事務局長（高木 謙次君） すみません、今、確認したがいいですか。（発言する者あり）後でよろしいですかね。次の総会后、確認させてもらいたいと思います。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に行きます。

次に、所有権移転に係る申請番号15番から25番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号26番から52番について、ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この議題にはあれせんとですけど、中間管理機構に対して苦情ば言いたい。

私、9月に申請した、いまだにこれに載ってきとらんですよね。今度、軽油の免税に行こうとしてもまだ来とらんですよね。（発言する者あり）今、私んとこ載つとるけど、12月にしても今日。2か月前のもいまだに載ってこん。

○議長（馬場 保君） 事務局、誰かございますか。（発言する者あり）

○委員（18番 林田 剛君） 経験あります、補助事業がらみで、もう上がってこんばだって補助事業の期限に間に合うって行って、確かめてみたら、市役所の機構の引き出しの中に入ったままという例も確かにあったって。そやけん、確認入れさせたほうがよかってこと。（発言する者あり）私たちは農業委員ですから、上がってくる段階で分かってチェックできるばってん、一般の人は出しっ放しで結局、補助事業を受けられんかったっていう場合もあるから、チェックのしようもなかですけど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そしてば、自分のとで気づいた。今度も載って来とらんけん。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） それで、そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑等ないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、前の確認の案件ですけど、日程第3の議案第2号、農地法第4条の点について、事務局、説明を求めます。

○事務局次長（内田 啓輔君） 議案第2号の6ページになります、申請番号13番の案件で、関連しまして別添2の12ページでご指摘がありました、別添2の12ページの中段のこの所要面積の677につきましては、修正漏れということで所要面積の677を437に修正をしてなかったというこの確認ができましたので、ご報告します。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、議案第2号、申請番号12番から15番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第5号、農地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書39ページを御覧ください。

〔議案第5号の朗読〕

議案書40ページから56ページ、整理番号1番から17番です。資料は別添3をご覧ください。この議案については、前年まで中間管理機構を介した貸借のうち、配分先のみを変更する分が上がってきていた案件であります。基盤強化法の改正で、配分先のみの変更部分が法の中で削除されていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、（案）として作成し、承認をもらった上で農林部局へ要請するものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第5号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第5号、申請番号1番から17番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第7、報告第1号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書57ページを御覧ください。

〔報告第1号の朗読〕

議案書58ページ、受付番号1番から4番です。この報告については、令和5年10月から12月に個人申請があった農地について、地元委員とともに現地確認後、非農地通知を発出した案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第1号に対する質疑を行います。質問等ありましたら、よろしくお願ひします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 多分12月8日ぐらいやったと思いますけど、現地確認に私、行っていたんですけど、その後、増富君に確認した。ここに載っとらんけど、来月。

○事務局（酒井 伸也君） そうですね。今回、載っていないけど、来月。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 12月8日で。

○事務局（酒井 伸也君） 8日ですかね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 8日やったと思うけど渡部君と確認に行った。

○事務局（酒井 伸也君） 多分、次の、来月になると。これ確認しときます。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、報告第1号に対する質疑を終わります。

ここで追加報告が1件ありますので、資料を配付いたします。

それでは、議案書の報告には上げておりませんが、今お配りした、専決処分した事件の報告のとおり、前回第12回議案に上程されておりました議案第55号農業経営基盤強化法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についての中で、整理番号49番から118番についてまでを諸問題があり、一旦保留した形で総会を終えたところでありましたが、令和5年12月7日に、当該組合の野井新田地域農地集積協議会より誓約書が提出され、全てにおいて責任を持つということで、役員一同がお願いに参られ、農業委員会としても中部調査会の委員全員、事務局と協議した結果、12月5日の総会で保留した形でしたが、12月7日付で決定することを、中部調査会の委員全員一致で決定してもらい、公告することにいたしましたことを報告させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 1月 5日

議 長

署名委員

署名委員